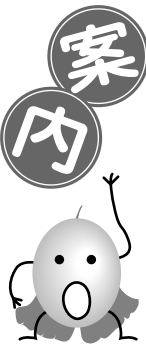


# おしらせHOTコーナー 案内

## おしらせ HOT ほっとコーナー

日日時・期間  
場所 対象  
内容  
持ち物  
定員 費用  
申し込み  
問い合わせ

●市役所の電話  
**996-2111**  
●FAX  
**995-7367**



### 八潮市議会定例会の傍聴

平成23年第2回八潮市議会定例会を6月1日(水)から20日(月)まで開会しています。

一般質問日 6月15日(水)・17日(金)

●一般質問Ⅱ議員が市の仕事全般について、執行機関から現在の状況やこれからの考えを聞くこと。

定各日42人(先着順)  
開議事調査課 ☎277

### 家屋調査にご協力を

家屋を新築または増改築された場合、固定資産税が課税されます。その税額を算出するため、市の職員による「家屋調査」を実施しています。調査にあたっては、家屋の内部(間取り・設備)などを拝見させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

### 5月～8月は農薬危害防止運動期間

農薬を使用する際には、ラベルや

### 八幡公民館別館の貸し出し中止のお知らせ

東日本大震災の影響と建物の老朽化のため、耐震診断調査を実施しますので、安全が確認されるまでの間、貸し出しを中止します。

八幡公民館 ☎995・6216

### 老人福祉センター寿楽荘、すえひろ荘、コミュニティセンターの臨時休館について

施設内の害虫消毒のため、7月2日(土)は、臨時休館となります。

寿楽荘 ☎995・2847 すえひろ荘・コミュニティセンター ☎936・9181

### 入札方式でリサイクル品を販売

●受付Ⅱ 6月20日(月)～28日(火) 午前9時～午後4時30分 ※土・日曜日を除く  
●結果発表Ⅱ 6月30日(木) 午後2時

●八潮リサイクルプラザ  
●市内在住の個人で、自己搬出可能な方  
●自転車、家具などのリサイクル品の入札による販売(展示期間中、希望価格を入札箱に入れてください) ※一人一品

●八潮リサイクルプラザ ☎997・6696

### 住民票の写しなどの第三者交付に係る本人通知制度に登録を

●代理人や第三者の請求で住民票の写しや戸籍謄本などを交付したとき、事前に登録した人に交付したことを通知する制度です。

●登録できる人Ⅱ八潮市の住民基本台帳や戸籍などに記録されている人  
●登録方法Ⅱ窓口に来庁する人の本人確認書類(写真付き住基カード・運転免許証・旅券など)、委任状(代

理人による場合のみ)、印鑑を持参して、市民課へ  
市民課 ☎213

### 八潮市下水道事業審議会の傍聴

●6月21日(火) 午後2時～3時30分  
●水道部第3会議室(2階)  
●会長の選出について、会長職務代理者の指名について、八潮市公共下水道の整備について  
●5人  
●電話で下水道課(☎422)へ

### 市役所で地デジに関する臨時相談窓口を開設します!

●アナログ放送終了までおよそ40日、総務省埼玉県テレビ受信者支援センター(デジサポ埼玉)の相談員が、地デジに関する皆さんのご困り事・質問にお答えします。

●6月15日～8月23日の月曜日～金曜日(祝日を除く) および7月10日(日)・17日(日)・24日(日) 午前9時30分～午後4時 ※事前申込不要  
●市役所1階情報資料コーナー  
●総務省埼玉県テレビ受信者支援センター(デジサポ埼玉) ☎048・815・5820 (平日) 午前10時～午後6時

### 埼玉県介護支援専門員実務研修受講試験

●10月23日(日) 午前10時  
●獨協大学(東武伊勢崎線松原団地駅下車) ほか  
●保健・医療・福祉分野で、原則として合計5年以上かつ90日以上の実務経験を有する方 ※詳しくは、「試験案内」をご覧ください。

●試験案内 市長介護課、市社会福祉協議会、県社会福祉協議会ほかで6月27日より配布  
●費用 9000円(受験手数料など)  
●7月29日(消印有効)までに、受験願書を簡易書留郵便で、県社会福祉協議会研修開発部ケアマネジャー業務課(☎048・824・3111)へ

## 子ども手当は引き続き支給されます

子ども手当は、4月から9月までの6カ月間、これまでと同じ月額1万3000円で引き続き支給されます。

●支給対象となる子ども 0歳から中学校卒業(15歳になった後の最初の3月31日)まで

●支給金額 子ども1人につき月額1万3000円

●支給月 6月(2月分～5月分)、10月(6月分～9月分)

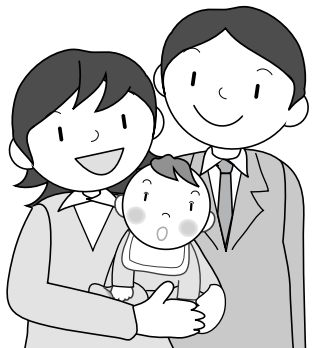
次の方は、申請手続きが必要です。

- ▶ 出生などにより、新たに養育する子どもができた方
- ▶ すでに受給していて、出生などにより養育する子どもが増えた方
- ▶ すでに受給していて、他の

市町村から引越しをされた方  
※すでに受給していて、対象となる子どもの数に変更がない方は、手続きの必要はありません。

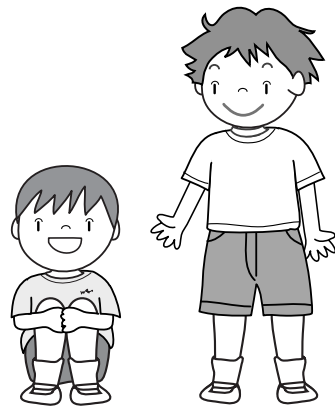
※平成23年6月の現況届の提出は不要です。なお、10月に届出・申請などが必要となる場合があります。詳しく決まり次第お知らせします。

☎子育て支援課 ☎427



## 人権それは 愛

ある朝、運動場のすみっこで  
友だちがすわりこんでいた。  
ひとりぼっちで  
うつむいて小さな石ころを見ている。  
「どうしたの。」って話しかけると  
さびしそうな顔で  
ほんの少し、わらった。



「いっしょに遊ぼうよ。」  
「うん。」  
そのとき、友だちの目がかがやいた。  
(文部科学省発行『心のノート』より)

困っている人を見て見ぬ振りをしてしまうことはありませんか。  
人にやさしいことばを掛ける、だれとでも上手にコミュニケーションが取れることは、とても大切なことだと思います。  
すべての人が生きがいを感じ、お互いにかげがえのない存在であると認め合い、人権を尊重しあう差別のない明るい社会を築くことがどんなに素晴らしいことか。過ぎゆく時間の中で立ち止まり、今一度、考えてみませんか。

☎人権・男女共同参画課 ☎811、社会教育課 ☎357